

○個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和三年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編） 目次 [略] [1～3 略] 4 認定個人情報保護団体の業務 [4－1・4－2 略] 4－3 その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関 し必要な業務（法第47条第1項第3号関係） [略] 【対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務 の事例】 [事例1）～ 事例3） 略] 事例4）<u>アジア太平洋経済協力（APEC）越境プライバシールール（CBPR）システム又はグローバル越境プライバシールール（CBPR）システムに基づく、事業者のAPEC プライバシーフレームワーク又はグローバルCBPRフレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリティ・エージェントに係る業務（※1）</u>	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編） 目次 [同左] [1～3 略] 4 認定個人情報保護団体の業務 [4－1・4－2 同左] 4－3 その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関 し必要な業務（法第47条第1項第3号関係） [同左] 【対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務 の事例】 [事例1）～ 事例3） 同左] 事例4）<u>アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システムに基づく、事業者のAPEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリティ・エージェントに係る業務（※1）</u>

[略]

さらに、対象事業者の従業員に対する研修、調査研究などの業務のほか、P I A（Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価）（※２）を含むプライバシー・バイ・デザインの実践や、個人データの取扱いに関する責任者の設置を含む組織体制の整備などの個人情報等の適正な取扱いの確保に関する事項についても、対象事業者に対して積極的に推奨していくことが望ましい。

（※１） A P E C C B P Rシステムは、事業者のA P E C プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。A P E Cの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国・地域がアカウントビリティ・エージェントを登録する。このアカウントビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のA P E C プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、A P E C C B P R システムの参加国である。

また、グローバルC B P Rシステムは、事業者のグローバルC B P R プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。本制度への参加を認められた国・地域がアカウントビリティ・エージェントを登録する。このアカウントビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のグローバルC B P R プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、グローバルC B P Rシステムの参加国である。

[同左]

さらに、対象事業者の従業員に対する研修、調査研究などの業務のほか、P I A（Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価）（※２）を含むプライバシー・バイ・デザインの実践や、個人データの取扱いに関する責任者の設置を含む組織体制の整備などの個人情報等の適正な取扱いの確保に関する事項についても、対象事業者に対して積極的に推奨していくことが望ましい。

（※１） A P E C C B P Rシステムは、事業者のA P E C プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。A P E Cの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウントビリティ・エージェントを登録する。このアカウントビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のA P E C プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、A P E C C B P R システムの参加国である。

認定個人情報保護団体がアカウントビリティ・エージェントに係る業務を併せて行おうとする場合の手続については、（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続「２－３－１（業務の実施の方法に関する書類）」及び「４－２（変更の届出）」を参照のこと。

（※２） [略]

[略]

[５～９ 略]

（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続

１ [略]

２ 認定の申請（法第４７条第１項～第３項、政令第１４条第１項・第２項関係）

[略]

[２－１・２－２ 略]

２－３ 認定申請書添付書類

[略]

２－３－１ 業務の実施の方法に関する書類

[略]

[（※１）～（※３） 略]

（※４） 認定の申請をする者が、A P E C プライバシーフレームワークへの適合性を認証するアカウントビリティ・エージェントに係る業務又はグローバル C B P R フレームワークへの適合性を認証するアカウントビリティ・エージェントに係る業務（以下これらを「アカウントビリティ・エージェントに係る業務」とい

認定個人情報保護団体がアカウントビリティ・エージェントに係る業務を併せて行おうとする場合の手続については、（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続「２－３－１（業務の実施の方法に関する書類）」及び「４－２（変更の届出）」を参照のこと。

（※２） [同左]

[同左]

[５～９ 同左]

（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続

１ [同左]

２ 認定の申請（法第４７条第１項～第３項、政令第１４条第１項・第２項関係）

[同左]

[２－１・２－２ 同左]

２－３ 認定申請書添付書類

[同左]

２－３－１ 業務の実施の方法に関する書類

[同左]

[（※１）～（※３） 略]

（※４） 認定の申請をする者が、A P E C プライバシーフレームワークへの適合性を認証するアカウントビリティ・エージェントに係る業務（以下「アカウントビリティ・エージェントに係る業務」という。）を併せて行おうとする場合には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

う。)を併せて行おうとする場合には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 (i) [略] (ii) アカウンタビリティ・エージェントに係る業務の運用に関する次に掲げる事項 イ <u>A P E C プライバシーフレームワーク又はグローバル C B P R フレームワークを満たす認証枠組み、要件及び手続に係る事項</u> [ロ～チ 略] [2 - 3 - 2 ～ 2 - 3 - 4 略] [3 ～ 5 略] [(別記様式第 1 号) ～ (別記様式第 4 号) 略]	(i) [同左] (ii) アカウンタビリティ・エージェントに係る業務の運用に関する次に掲げる事項 イ <u>A P E C の示すプライバシーフレームワークを満たす認証枠組、要件及び手続に係る事項</u> [ロ～チ 同左] [2 - 3 - 2 ～ 2 - 3 - 4 同左] [3 ～ 5 同左] [(別記様式第 1 号) ～ (別記様式第 4 号) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。